

入札公告

一般競争入札の実施（電力調達）

下記の電力調達について、一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づいて次のとおり公告する。

平成 30 年 6 月 11 日

新上五島町長 江上 悦生

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|------------|---|
| (1) 番号 | 環境電 第 7 号 |
| (2) 名称 | 奈良尾最終処分場で使用する電力 |
| (3) 数量等 | 予定契約電力 20 kW
予定使用電力量 70,400 kWh |
| (4) 電力の特質等 | 入札説明書及び仕様書による。 |
| (5) 供給期間 | 平成 30 年 10 月 1 日 0:00 から
平成 31 年 9 月 30 日 24:00 まで |
| (6) 供給場所 | 南松浦郡新上五島町奈良尾郷 67 番地 1 奈良尾最終処分場 |
| (7) 最低制限価格 | 設定しない |
| (8) 入札保証金 | 免除
ただし、落札者が契約締結を辞退する場合には、落札価格の 100 分の 5 に相当する額を損害金として徴収する。 |
| (9) 契約保証金 | 免除 |

2. 競争入札に参加する者に必要な資格及び条件

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づく小売電気事業者として登録されている者
- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められる次のいずれにも該当しない者
 - ① 会社法第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始がなされている者
 - ② 会社更生法第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立てを行なっている者（ただし、更正開始の決定を受けた者を除く。）
 - ③ 破産法第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産の申立てを行なっている者
 - ④ 民事再生法第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、再生開始の決定を受けた者を除く。）
 - ⑤ 前各号以外で経営状況が不健全であると認められる者（不渡り、金融機関取引停止等）
- (4) 国税並びに都道府県税及び市町村税に未納がない者
- (5) 電力供給に関し 1 年以上の実績を有する者
- (6) 当該施設の電力需要に対して供給可能な者

3. 入札の参加申込み

入札参加を希望する者は、入札説明書に定める入札参加願等を財政課へ提出し、2に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

なお、期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

4. 担当課・担当業務等

担当課名	担当業務	電話番号等	提出先
財政課	入札関係書類の受理 入札執行、質問書受付	電 話：0959-53-1111 F A X：0959-53-1100	〒857-4495 長崎県南松浦郡 新上五島町青方郷 1585 番地 1

5. 入札等日程・場所

項 目	日程・提出期限等	場 所 等
入札公告 入札説明書 仕様書	平成 30 年 6 月 11 日(月)	新上五島町公式ウェブサイトに掲載 財政課にて配付
入札参加願の 提出期限	平成 30 年 6 月 25 日(月) 午後 5 時 (必着)	財政課に持参又は郵送により提出 ※確認通知は 7 月 5 日までに送付
仕様書等に関する 質問書の提出期限	平成 30 年 7 月 4 日(水) 午後 5 時 (必着)	財政課へメール により提出 zaisei@town.shinkamigoto.nagasaki.jp ※期限後及び電話質問は受け付けない。 ※回答は受付 2 日後までに公式ウェブサイ トに掲載。個別事項はメール返信。
入札書・入札内訳 書の提出期限	平成 30 年 7 月 24 日(火) 午後 5 時 (必着)	財政課に一般書留・簡易書留により郵送 ※普通郵便・持参等の提出は受け付けない
開札の日時	平成 30 年 7 月 25 日(水) 午前 9 時 00 分	新上五島町役場 3 階 F 会議室

6. 入札の執行について

(1) 次の入札は無効とする。

- ①競争入札に参加する資格のない者が入札したとき
- ②入札者が法令及び新上五島町が定める諸規定に違反したとき
- ③入札者が連合して入札したとき
- ④入札者が入札に際して不正の行為をしたとき
- ⑤入札者が他人の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき
- ⑥入札者が新上五島町の定めた入札方法又は入札条件に違反したとき
- ⑦入札書又は入札用の内外封筒に必要な記載事項について、明らかに相違が見られるとき
- ⑧入札者又はその代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき
- ⑨入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき

⑩入札書の首標金額が訂正されているとき

⑪入札書又は入札内訳書が所定の日時までに到達しないとき

- (2) 入札書及び入札用封筒は入札説明書に定める様式によること。
- (3) 入札用封筒には入札書とともに入札内訳書を同封すること。
- (4) 入札書の金額と入札内訳書の記載金額が一致しない場合、又は入札内訳書の数値が整合しない場合は入札が無効となるので、計算ミス等がないよう十分注意すること。
- (5) 入札の方法
 - ①入札書に記載する金額は、入札説明書に示す予定契約電力及び予定使用電力量に応じた基本料金単価、予備線基本料金単価及び電力量料金単価により算出した年間の合計金額とすること。
 - ②入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。
 - ③落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。
- (6) 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札は、入札参加願に記載した代表者名又は契約締結権限の委任を受けた者の氏名でしなげならず、その他の代理人による入札は認めないものとする。
- (8) 入札書提出後は、書き換え、引換え又は撤回することができないこと。
- (9) 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。

ただし、入札者又は代理人の立ち会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (10) 落札者の決定にあたっては、予定価格の制限の範囲内の価格で、有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者又はその代理人にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者及び代理人のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (11) 入札回数は1回とする。
- (12) 入札参加者が1者の場合でも入札を執行する。
- (13) その他の入札及び契約に関する事項は、新上五島町契約規則及び入札説明書の定めるところによる。

7. 入札の中止又は延期等

- (1) 入札において、事故が起きたとき又は不正な行為があると認めるとき、あるいは協議の結果入札を中止することが望ましいと判断した場合には、入札の執行を取りやめるものとする。
- (2) 入札書の提出期限日又は開札日等の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は入札書提出期限日又は開札日を延期することがある。